

受付時間 午前9時から午前11時30分
午後1時から午後4時30分
本届出書の他に添付書類があるので注意すること

70

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

中部地方整備局長
愛知県知事殿

届出日を記入

年 月 日

届出者住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

相続人の「住所」、
「氏名」を記入

氏名 愛知 太郎



相続人の個人印を押印

受付番号

※ [] [] [] [] [] [] [] []

受付年月日

※ [] [] [] [] [] [] [] []

届出時の免許証番号

[2] [3] (1) [9] [9] [9] [9] [9] [9]

| | |
|----------------------------|---|
| 届出の理由 | ①.死亡 2.合併による消滅 3.破産手続開始の決定 4.解散 5.廃止 |
| 商号又は名称 | あいち東海不動産 |
| 氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名) | 愛知 次郎 |
| 主たる事務所の所在地 | 名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 |
| 届出事由の生じた日 | 死亡日を記入 |
| 宅地建物取引業者 と届出人との関係 | ①.相続人 2.元代表役員 3.破産管財人 4.清算人 5.本人 |

免許されている内容を記入
※ただし、廃業等届出書提出
時点で「商号又は名称」、「主
たる事務所の所在地」が変更
となっている場合は、同時に
「宅地建物取引業者名簿登
載事項変更届出書」を提出
し、変更後の内容を記入

【添付書類】
(1) 宅地建物取引業免許証
(2) 死亡の事実及びその年月日・相続人が分かる戸籍謄本
(3) 相続人の個人の認印